店舗（又は資機材保管場所）の平面図及び付近見取図

|  |
| --- |
| 店舗（又は資機材保管場所）の平面図  N |
| 付近見取図（資機材保管場所所在地：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（注）

　　１　平面図は、机の配置状況等を記入すること。

　　２　付近見取図は、主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

　　３　新規指定申請において、資機材（材料や工具類）の保管場所が店舗所在地と異なる場合は、所在地（住所）を記入した「平面図及び付近見取図」を別途添付してください。

４　変更届において、資機材保管場所の変更も伴う場合（新店舗所在地と同一の場合を除く）は、所在地（住所）を記入した「平面図及び付近見取図」を別途添付してください。